

新旧対照表（抄）

○ 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年十月中央区条例第三十七号）

		別表第一（第四条関係）		別表第一（第四条関係）	
		新		旧	
		機 関	事 務	機 関	事 務
		一の項及び二の項	（略）	一の項及び二の項	（略）
		特例条例第二条の規定により区が処理することとされた大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第百七十七号）による医療費の助成に関する事務であつて区規則で定めるもの		特例条例第二条の規定により区が処理することとされた大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第百七十七号）による医療費の助成に関する事務であつて区規則で定めるもの	
別表第二（第四条関係）		別表第二（第四条関係）		別表第二（第四条関係）	
		機 関	事 務	機 関	事 務
		一の項から四の二の二の項まで	（略）	一の項から四の二の二の項まで	（略）
		特例条例第二条の規定により区が処理することとされた大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて区規則で定めるもの		特例条例第二条の規定により区が処理することとされた大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて区規則で定めるもの	
四の二の三 区長		国民健康保険給付関係情報であつて区規則で定めるもの		国民健康保険給付関係情報であつて区規則で定めるもの	
四の三の項から九の項まで るもの		（略）		（略）	

この条例は、公布の日から施行する。	附 則	新
		旧